
今月のテーマ 減価償却制度の見直し(200%定率法について)

平成23年12月の税制改正により減価償却制度が見直しされました。平成24年4月1日以後取得される減価償却資産について、定率法で償却する場合、原則として250%定率法から200%定率法へ縮小されます。今回はこの200%定率法についてご紹介したいと思います。

1. 内容

定率法の償却率を定額法の償却率の2倍として計算します。つまり、耐用年数10年の定額法の償却率は0.100となりますので、200%定率法の償却率は、2倍の0.200(=0.100×2)となります。なお、一定の事業年度以後は、残存年数による均等償却により償却します。

(例) 200%定率法による償却と250%定率法による償却の例

◆取得価額100万円(耐用年数10年)、200%定率法の償却率は0.200(改定償却率は0.250、保証率は0.06552)

※7年目から均等償却

(単位:円)

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
期首帳簿価額	1,000,000	800,000	640,000	512,000	409,600	327,680	262,144	196,608	131,072	65,536
償却限度額	200,000	160,000	128,000	102,400	81,920	65,536	65,536	65,536	65,536	65,535
期末帳簿価額	800,000	640,000	512,000	409,600	327,680	262,144	196,608	131,072	65,536	1

◆取得価額100万円(耐用年数10年)、250%定率法の償却率は0.250(改定償却率は0.334、保証率は0.04448)

※8年目から均等償却

(単位:円)

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
期首帳簿価額	1,000,000	750,000	562,500	421,875	316,407	237,306	177,980	133,485	88,902	44,319
償却限度額	250,000	187,500	140,625	105,468	79,101	59,326	44,495	44,583	44,583	44,318
期末帳簿価額	750,000	562,500	421,875	316,407	237,306	177,980	133,485	88,902	44,319	1

2. 適用

平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産について適用となりますので、取得時期に応じて次のように償却方法が異なります。

- ① 平成19年3月31日以前に取得 → 旧定率法
- ② 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得 → 250%定率法
- ③ 平成24年4月1日以後に取得 → 200%定率法

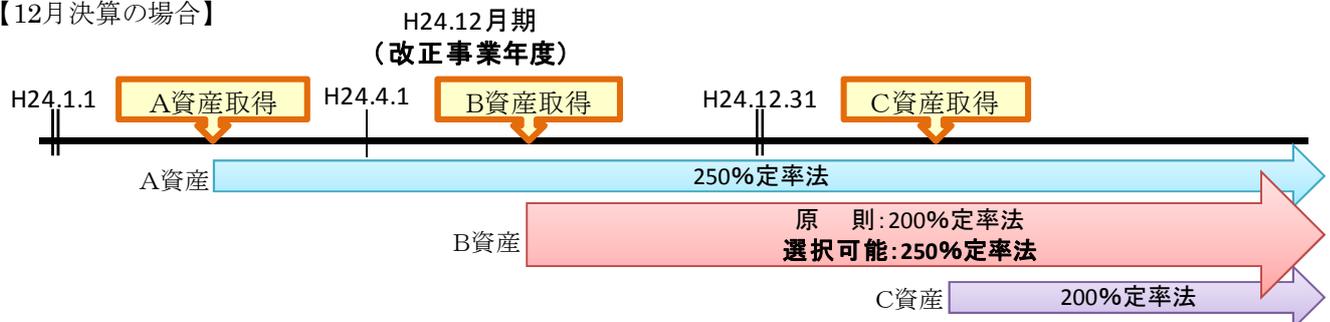
3. 経過措置

この減価償却制度の改正により、改正事業年度(平成24年4月1日を含む事業年度)の減価償却費の計算は、250%定率法による償却と200%定率法による償却とが混在して、事務負担が増大しますので、次のような経過措置が設けられています。

(1) 改正事業年度の平成24年4月1日以後の期間内に取得した減価償却資産の250%定率法の適用

平成24年4月1日から改正事業年度の終了の日までに取得した減価償却資産については、平成24年3月31日以前に取得したものとみなして、250%定率法により償却することができます。なお、この経過措置の適用を受ける場合には届出等は不要です。

【12月決算の場合】



(2) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得した減価償却資産の200%定率法の適用

改正事業年度、又は改正事業年度の翌事業年度以後の償却費の計算について、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得した減価償却資産の全てを、平成24年4月1日以後に取得したものとみなして、200%定率法により償却することができます。なお、この経過措置の適用を受ける場合には改正事業年度の確定申告書の提出期限までに一定の届出書を提出しなければなりません。